

# 保健福祉委員会

令和4年7月4日

## 1 議案審査

(1) 議案第 28 号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例 【資料】

(2) 議案第 29 号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例 【資料】

(3) 議案第 39 号 いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定について 【資料】

## 2 報告事項

(1) HPVワクチンキャッチアップ接種について 【資料】

(2) 感染症対策等業務管理ツールの導入について 【資料】

## 3 その他

## 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症に起因して、収入が減少した被保険者等に対し、今年度も引き続き保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行うため、減免の対象年度を改正する。

また、災害により被災した者及び刑事施設に拘禁されている者等について、災害発生日又は施設拘禁日の属する月から保険料の減免を行うため、条例を改正する。

### 2 新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等に対する減免の概要

減免要件については、令和3年度と変更なし。

#### (1) 対象者：主たる生計維持者（世帯主）

- ① 新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った場合
- ② 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入（事業収入等）の減少が見込まれ、以下の要件すべてを満たす場合
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額が当該事業収入等の額の 3/10 以上減少
  - イ 前年の合計所得が 1,000 万円以下
  - ウ 減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計が 400 万円以下

#### (2) 対象年度・・・令和2年度分から令和4年度分の保険料

(令和2年4月1日から令和5年3月31日までの納期限の保険料)

#### (3) 減免額

- ①・・・全部
- ②・・・減額・免除

$$\text{減免額} = (\text{A}) \times (\text{B})$$

(A) 対象保険料 = 世帯の保険料 × 減少した所得の割合

(B) 減額・免除の割合（次の表のとおり）

前年の合計所得金額	減額・免除の割合
300 万円以下	全 部
400 万円以下	8 / 1 0
550 万円以下	6 / 1 0
750 万円以下	4 / 1 0
1,000 万円以下	2 / 1 0

※事業等を廃止した場合の減額・免除の割合については、前年の合計所得金額にかかわらず、全部とする。

### 3 災害により被災した者に対する減免の概要

(1)対象者：震災、風水害、火災など災害により資産に甚大な損害を受けた者

(2)対象となる保険料：災害発生日の属する月から最大6か月

※ 現行制度上、保険料の減免は減免申請日以降の未到来保険料から適用となるため、災害発生日の属する月から保険料を減免することができるように条例を改正する。

### 4 刑事施設等に拘禁等されている者に対する減免の概要

(1)対象者：刑事施設、少年院その他これらに準ずる施設に拘禁又は収容されている者

※ 刑事施設に拘禁されている者等に対する医療上の措置は、国の費用によって行われるため国民健康保険法上の医療給付は制限される。しかし、刑事施設に拘禁されている者等は国民健康保険被保険者資格を有したまま入所する者が多いため、医療給付を受給できないにもかかわらず、入所期間中も国民健康保険料が発生してしまう。

よって、条例上に刑事施設に拘禁されている者等に対する減免規定を新たに設けるものとする。

### 5 施行期日

公布の日から施行

### 6 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表(案)

○千代田区国民健康保険条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>○千代田区国民健康保険条例 昭和34年11月5日条例第17号 / 国民健康保険法に基づき制定</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下「旧被扶養者」という。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。 ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。 ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p><u>(3) 法第59条第1号又は第2号の規定に該当することにより保険給付の制限を受けることとなつた者</u></p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、<u>区長が別に定める日</u>までに規則で定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>	<p>○千代田区国民健康保険条例 昭和34年11月5日条例第17号 / 国民健康保険法に基づき制定</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下「旧被扶養者」という。)の属する世帯の納付義務者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。 ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。 ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに規則で定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p>

らない。ただし、当該日までに減免の申請を行うことができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該日が経過した後においても減免の申請をすることができる。

3 第1項第1号又は第3号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日以後の納期限に係る保険料から適用し、同項第2号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。ただし、前項ただし書の規定により申請をした第1項第1号又は第3号に該当する者に係る保険料の減免は、当該やむを得ない事情が生じた日以後の納期限に係る保険料から適用することができる。

4 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日以後の納期限に係る保険料から適用し、同項第2号に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。

4 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

新旧対照表（案）

○千代田区国民健康保険条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 区長は、第24条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</p> <p>（1） 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負つた世帯</p> <p>（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯</p> <p>（3） 前2号に準ずる世帯</p> <p>2 減免の対象となる保険料は、<u>令和2年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められているものとする。</u></p> <p>3 第1項各号に該当する世帯に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p> <p>4 第24条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定」とあるのは「<u>附則第11条第1項</u>」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「<u>附則第11条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 区長は、第24条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて必要があると認められるものに対し、次項に規定する保険料に限り、減免することができる。</p> <p>（1） 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負つた世帯</p> <p>（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯</p> <p>（3） 前2号に準ずる世帯</p> <p>2 減免の対象となる保険料は、<u>令和2年度分及び令和3年度分の保険料であつて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められているものとする。</u></p> <p>3 第1項各号に該当する世帯に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p> <p>4 第24条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定」とあるのは「<u>附則第11条第1項</u>」と、「<u>提出しなければならない。</u>」とあるのは「<u>提出しなければならない。ただし、納期限までに減免の申請ができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。</u>」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「<u>附則第11条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>

## 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症に起因して、収入が減少した被保険者等に対し、今年度も引き続き介護保険料の減免及び減免申請に係る特例措置を行うため、減免の対象年度を改正する。

また、災害により被災した者及び刑事施設等の拘禁者について、災害発生日または施設拘禁日の属する月から保険料の減免を行うため、条例を改正する。

### 2 改正内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に起因する介護保険料の減免について

減免要件については、令和3年度と変更なし。

#### ① 対象者

- i) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ii) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、以下の要件すべてに該当する第1号被保険者
  - ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

#### ② 対象年度

令和3年度分及び令和4年度分の保険料

（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限の保険料）

#### ③ 減免額

上記①における対象者 のうち

- i) …全部
- ii) …減少した所得の割合及び前年の所得の区分による

減免額 = (A) × (B)

(A) 対象保険料 = 第1号被保険者の保険料 × 減少した所得の割合

(B) 減額・免除の割合（次表のとおり）

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
210万円以下	全部
210万円を超える	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(2) 災害により被災した者に対する減免について

① 対象者：震災、風水害、火災など災害により資産に甚大な損害を受けた者

② 対象となる保険料：災害発生日の属する月から最大6か月

※現行制度上、保険料の減免は減免申請日以降の未到来保険料から適用となるため、災害発生日の属する月から保険料を減免することができるように条例を改正する。

③ 減免額：全額免除または5割減額

(3) 刑事施設等に拘禁等されている者に対する減免について

① 対象者：刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁又は収容されている者

② 対象となる保険料：入所日の属する月から退所日の属する月の前月までの期間

※現行制度上、保険料の減免は減免申請日以降の未到来保険料から適用となるため、入所日の属する月から退所日の属する月の前月までの保険料を減免することができるように条例を改正する。退所後に入所期間を記載した証明書の提出をもって判断する。

③ 減免額：全額免除

### 3 施行期日

公布の日から施行

### 4 新旧対照表

別紙のとおり



## 新旧対照表

## ○千代田区介護保険条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区介護保険条例 平成12年 3 月28日 条例第26号 (保険料の減免)</p> <p>第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。</p> <p>2 前項各号のいずれかに該当する場合のほか、特に保険料の納付が困難と認められる場合は、区長は保険料を減額することができる。</p> <p>3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免を受け始めようとする月の末日までに、規則で定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。<u>ただし、当該日までに減免の申請を行うことができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該日が経過した後においても減免の申請をすることができる。</u></p> <p>4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</p> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例)</p> <p>第8条 区長は、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認められるものに対し、次項に規定する</p>	<p>○千代田区介護保険条例 平成12年 3 月28日 条例第26号 (保険料の減免)</p> <p>第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。</p> <p>2 前項各号のいずれかに該当する場合のほか、特に保険料の納付が困難と認められる場合は、区長は保険料を減額することができる。</p> <p>3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、減免を受け始めようとする月の末日までに、規則で定める申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。</p> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免の特例)</p> <p>第8条 区長は、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認められるものに対し、次項に規定する</p>

<p>保険料に限り、減免することができる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれること。</p> <p>(3) 前2号に準ずること。</p> <p>2 減免の対象となる保険料は、<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の保険料であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限</u>が定められているものとする。</p> <p>3 第1項各号に該当する者に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p> <p>4 第23条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「<u>附則第8条第1項</u>」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「<u>附則第8条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>保険料に限り、減免することができる。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれること。</p> <p>(3) 前2号に準ずること。</p> <p>2 減免の対象となる保険料は、<u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の保険料であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限</u>が定められているものとする。</p> <p>3 第1項各号に該当する者に係る保険料の減免は、申請に係る前項の保険料について適用する。</p> <p>4 第23条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により減免する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは「<u>附則第8条第1項</u>」と、<u>「提出しなければならない。ただし、当該日までに減免の申請ができなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。」</u>と、同条第4項中「第1項」とあるのは「<u>附則第8条第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前4項に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>
---	--

## いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定について

### 1 経緯

千代田区立いきいきプラザ一番町は、平成18年4月から指定管理者制度を導入して施設の管理運営を委ねているが、現在の指定期間が令和5年3月31日をもって終了する。

このため、令和5年度からの指定に向け、「公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に則り、選定委員会の審議を経て指定管理候補者を選定した。ついては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要がある。

### 2 指定管理者候補者・指定期間

#### (1) 指定管理者候補者

名称 社会福祉法人 カメリア会  
所在地 東京都江東区亀戸三丁目36番13号  
代表者 理事長 湖山 泰成

#### (2) 指定期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで（10年間）

### 3 選定理由

選定した社会福祉法人カメリア会は、日本全国で高齢者施設や療養病床を運営する医療福祉グループの社会福祉法人であり、医療対応に強いことを特徴としている。また、近年では平成28年に墨田区、平成29年に荒川区、平成30年には渋谷区の特別養護老人ホームの指定管理者の指定を受ける等、都内でも運営施設を拡大している。

同法人の提案において特に際立っていたのは、医療面の対応である。現役医師を施設長にすること、法定基準以上の看護職員を配置し、また、夜間専属看護職員を配置する等で24時間の完全看護体制を維持すること、人工透析が必要な方への対応が可能なこと等、医療的配慮の必要な特別養護老人ホーム待機者がいる千代田区の現状も踏まえた提案が各委員に高く評価された。

#### 4 選定方法・応募事業者・選定経過

(1) 公募

(2) 2 法人

(3) 令和3年12月23日 第1回選定委員会  
委員委嘱、募集要項・審査基準検討等

令和4年1月20日

～2月28日

公募期間

令和4年3月23日

第2回選定委員会

提案審査、指定管理者候補者選定

令和4年3月31日

区長への選定結果報告

#### 5 採点結果

審査項目		配点	採点	
			A社	B社
前提条件	財務状況 適：健全かつ安定性がある。 不適：健全でない。若しくは、安定性がない。		適	適
1	関連業務運営実績	35点	23点	22点
2	法人の特色・理念	35点	23点	22点
3	指定管理者としての経営方針等	35点	23点	22点
4	事業計画総論等	35点	20点	23点
5	新しい取組み及び独自事業等の企画	70点	46点	42点
6	サービス提供における配慮・特色等	35点	23点	20点
7	食事の提供についての考え方、取組み	35点	22点	21点
8	入所者・利用者の権利擁護、認知症ケア及び虐待防止のための考え方、取組み	35点	20点	21点
9	入所者・利用者の医療対応	70点	40点	54点
10	地域貢献、地域との連携、地域包括ケア拠点としての役割等	70点	44点	42点
11	平常時の危機管理・事故防止体制	35点	20点	21点
12	災害や感染症の発生時等の緊急時の危機管理・事故防止体制	35点	23点	20点
13	入所者・利用者の要望・苦情の把握方法と解決・対応のしくみ	35点	18点	20点
14	人員体制・職員の育成等	70点	40点	42点
15	ハラスメント対策	35点	18点	21点
16	経営計画	35点	22点	13点
合計		700点	425点	426点

## 6 千代田区立いきいきプラザ一番町指定管理者候補者選定委員会委員名簿

委員長	大淵 修一	東京都健康長寿医療センター 福祉と生活ケア研究チーム 研究部長
委員	川崎 裕彰	千代田区保健福祉オンブズパーソン
委員	平 善昭	日本公認会計士協会東京会千代田会副会長
委員	遠藤 祐子	千代田区民生・児童委員
委員	中出 万美子	九段ケアセンター管理者 主任介護支援専門員
委員	廣木 朋子	千代田区社会福祉協議会地域支援課課長
委員	歌川 さとみ	千代田区保健福祉部長

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和4年第2回定例会 議決後	次期指定管理者との協議
議会議決後から令和5年 3月31日まで	現指定管理者と次期指定管理者間での引継ぎ
令和5年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結（基本協定及び年度協定）</li> <li>・ 指定管理者による管理の実施</li> </ul>

## HPVワクチンキャッチアップ接種について

令和3年11月26日、厚生労働省が令和4年度からのHPVワクチン積極的接種勧奨の再開を決定した。

接種を差し控えていた女性を対象に、公平な接種機会を確保するため、定期予防接種の対象年齢を超えてHPVワクチンを接種する機会（キャッチアップ接種）を設ける。

### 1 対象者

2,701名（令和4年6月10日現在）

【以下の条件にすべて該当する方】

- 令和4年6月10日時点で千代田区に住民登録がある
- 平成9年（1997年）4月2日～平成18年（2006年）4月1日生まれの女性
- 千代田区発行のHPVワクチン予診票で、3回接種を完了していない

### 2 被接種者の自己負担額

なし（公費対象）

### 3 予診票発送

令和4年7月5日（火）に対象者へ一斉発送

※早めの接種を希望する対象者には、個別に予診票を発送している。

### 4 キャッチアップ接種の有効期限

令和7年3月31日まで（予診票に有効期限記載有）

### 5 その他

- 過去に接種を中断した場合でも、接種間隔にかかわらずキャッチアップ接種の対象となる。
- 積極的勧奨が差し控えられている間、自己負担でHPVワクチンを接種した区民に対し償還払いを行う。周知については区HPでお知らせする予定。

## 感染症対策等業務管理ツールの導入について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、紙のカルテやホワイトボードへの記録等による患者情報管理を見直し、感染症対策等業務管理ツールの導入によりデジタル化を進め、患者情報の共有、検索、対応状況の進捗管理等を適切に行い、患者支援の強化を図る。また、今後新たな感染症が発生した際、クラウドを活用して情報管理ができるよう、IT環境を構築する。

### 2 概要、効果

- (1) 東京都の保健所が先行導入している感染症対策等業務管理ツールを参考にすることにより、区における導入作業を早急に進める。
- (2) 患者情報の共有や検索を効率的に行い、疫学調査情報や対応状況の進捗の見える化を図る。
- (3) 事務の効率化により、患者支援や感染拡大防止の一層の強化を図る。
- (4) 新興感染症が発生した際、早期にクラウドを活用した情報管理を行う。

### 3 セキュリティ対策

- (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和4年3月版）ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム、ISO/IEC27017（クラウドサービスセキュリティ）認証取得製品を導入予定。
- (2) 全庁LANセキュリティ対策
  - ・ネットワーク認証、URL フィルタ、ウイルス対策、ログ収集
  - ・通信の暗号化（TLS 暗号化）

### 4 スケジュール等

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 5月20日  | 情報化推進委員会                       |
| 6月8日   | 個人情報保護審議会                      |
| 7月～8月  | ハードウェア調達、デモ版試用、環境設定、システム開発、テスト |
| 8月下旬以降 | 導入予定                           |

5 経費概算・予算措置

(1) 令和4年度経費(予定)	8,039,000円
内訳 開発費及び保守費	6,204,000円
機器等リース費等	1,835,000円

(2) 予算措置 予備費充用により対応する。